

2022年05月10日号

保育士や職員の

給食代の給与天引きで気を付けるポイント

---

1分でわかる！

会社を成長させるための

桑原事務所メルマガ通信

---

みなさま、おはようございます。

社会保険労務士法人桑原事務所の入江でございます。

本日は、保育園や幼稚園などの職場においてよくある相談内容のひとつ「給食代の給与天引き」についてご紹介いたします。

「某保育園からの相談内容」

当園では、自園調理をしております保育士をはじめ職員も、園児と同じく給食を食べているので、職員の給食代を給与天引きにしていますが、その際に何か注意することはありますか？

#### ●給与から給食代を控除するときは、労使協定が必要

賃金からの控除については、労働基準法第24条においては、賃金の全額を直接労働者に支払うことが原則とされていますが、その例外として、

1. 法令に別段の定めがある場合
2. 事業場の労働者の過半数で組織する労働組合等との書面による協定がある場合に限り、賃金から一部の金額を控除することが認められています。

この協定書は時間外労働についての36協定書とは異なり、労働基準監督署への届け出る必要はありません。

#### ●無料で提供する場合や園の補助がある場合、社会保険での注意点

給食を園で提供する場合には「食事で支払われる現物給与」ですので、現物を通貨に換算する必要があります。都道府県ごとに厚生労働大臣が定める価額に換算して報酬として計算し、社会保険料を算定する際の基礎として算入する必要があります。詳しくは、こちらをご覧ください。

<令和4年4月1日から現物給与の価額が改正されています>

[2022.pdf \(nenkin.go.jp\)](https://www.nenkin.go.jp/2022.pdf)

#### ●労働保険料での注意点

現物給与について代金を徴収するものは、原則として賃金になりませんが、当該徴収金額が実際費用の3分の1を下回っている場合や、実費費用の3分の1を下回っている場合は、実際費用の3分の

1に相当する額を徴収金額との差額部分は現物給与として取り扱いますが、実際費用の3分の1を上回る代金を徴収するものは現物給与とはなりません。

[0000038571.pdf \(mhlw.go.jp\)](#)

● 給与ではなく福利厚生費として取り扱うには

園の給食は、次の二つの要件をどちらも満たしていれば現物給与として課税されることなく「福利厚生費」として扱うことができます。

1. 役員や使用人が食事の価額の半分以上を負担していること。
2. (食事の価額) - (役員や使用人が負担している金額)金額が1か月当たり3,500円(消費税及び地方消費税の額を除きます。)以下であること。

[No.2594 食事を支給したとき | 国税庁 \(nta.go.jp\)](#)

ご不明点等ございましたら、お気軽に当事務所までご連絡ください。  
よろしく申し上げます。

---

社会保険労務士法人桑原事務所

〒747-0801 山口県防府市駅南町 8-14

[TEL:0835-22-6706](tel:0835-22-6706)

FAX:0835-26-0023

MAIL: [info@kuwasr.net](mailto:info@kuwasr.net)

---